

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第1刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
24	下から3行目	・・・ $h=3$ となり、	・・・ $n=3$ となり、
51	問題23	p.50の問題19と重複しておりました。削除してください。	
52	1行目	p.31	p.32
55	下から4行目	20の図・・・	27の図・・・
68	4行目	11の1	12の1
74	例題 解説	特別支援学校は、6項ニの非特定防火対象物であり、表の(b)に該当するので、…かつ、…でなければ届出義務はありません。	特別支援学校は、6項ニの 特定防火対象物 であり、表の(a)に該当するので、延べ面積が 300㎡以上 でなければ届出義務はありません。
105	問題28(4)	・・・であっても、消防長・・・	・・・であっても、 延べ面積が1000㎡以上でかつ 、消防長・・・
118	こうして覚えようの下の※の括弧	この表の下の枠の部分と入れ替えてください。	
119	ページのトップに挿入	この表の下の括弧の部分を入れてください。	
126	上から3行目	p.293 参照	p.348 参照
127	例題(1)	第2類危険物の引火性 液体	第2類危険物の引火性 固体
129	問題3(2)	カラオケボックス	博物館
	解説3, 4行目	(2)のカラオケボックスはp118の①のグループ(延べ面積に関係なく設置するグループ⇒問題1参照)に属するので、これが誤りです。	(2)の 博物館はP119の③のグループ(300㎡以上の場合に設置するグループ⇒問題2参照) に属するので、これが誤りです。
130	問題5(3)	・・・ 290 ㎡のもの	・・・ 110 ㎡のもの
	問題5(4)	(4)3階部分にある飲食店(火を使用する設備あり)で床面積が40㎡のもの	(4)3階部分にある飲食店(火を使用する設備を 設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの)で床面積が40㎡のもの
147	下から4行目	4	3
156	枠の最終行	p.247の(12)	p.249の(14)
157	下から10行	・・・安全弁⇒ 現在では 二酸化炭素消火器と化学泡消火器 のみ 使用されている)。	・・・安全弁⇒二酸化炭素消火器と化学泡消火器 及びハロン1301消火器 に使用されている)。
161	下から3行目	p.246②	p.245
168	表中A 棒状 抑制		○
183	2～3行目	強化液の 霧状 以外・・・	強化液以外・・・
193	12行目(頁中央)	・・・質量 や 指示圧力値等・・・	・・・質量等・・・
199	上から4行目	・・・①から ⑩ までの	・・・①から ⑩ までの
205	図4-13右上	p.273の写真参照	p.291の写真参照
206	下から2行目	p.208	p.207
213	【問題7】	次のうち正しい 組み合わせ は・・・	次のうち正しい もの は・・・
222	下から6行目	すが、容器弁付 気 の・・・	すが、容器弁付の・・・
234	④2行目	p.150	p.159

257	10行目～	・・・ガス加圧式粉末消火器のみに・・・	・・・ガス加圧式粉末消火器などに・・・
258	【問題 15】(3)	選択肢を入れ替え	大型化学泡消火器には、開口部に設ける。
266	2行目	(1) 加圧用ガス容器は・・・	(1) 内容積が 100 m³を超える 加圧用ガス容器は・・・
267	【問題 27】解説	p.247	p.248
271	下から7行目	p.247	p.248
272	【問題 4】選択肢	(2) これらの消火器のうち、 充てんされた消火薬剤量を容量のみで表示しているものはどれか。	(2) これらの消火器のうち、 薬剤量をリットル(L)で表示されているものを記号で答えよ。
273	【問題 4】解答	(2) 容量表示のみの消火器化学泡消火器・・・となっています)	(2) リットル表示の消火器 A, B, C (水系消火器が該当します。)
282	表下から3行目	*の注	(*p.162②、p.164の*3を参照)
283	表中3行目	p.246	p.245
314	問10 解答 通信機器室	A,D,E(水系はNGだが、強化液は霧状だと適応する)	A,B,C,E (二酸化炭素はNG)
	問10 解説	事務室、ボイラー室、飲食店は「 建築物その他の工作物 」になるので、 普通火災 に適応する消火器でよく、また電気室は はじめ通信機器室などは電気火災 に適応する消火器を選定します(注：強化液消火器は霧状にすると電気火災に適応します。)	事務室、ボイラー室、飲食店、 通信機器室は「建築物その他の工作物」 になるので、 普通火災 に適応する消火器でよく、また電気室は 電気火災 に適応する消火器を選定します(注：強化液消火器は霧状にすると電気火災に適応します。)

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

<p>※3項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。 ○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については ⇒②のグループに入る(150 m³以上で設置義務)。 ○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの ⇒消火器具の設置そのものが不要。
--

P119のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。